

競争入札参加資格の承継申請について(物品、業務委託)

物品購入契約等及び業務委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格者が、入札参加資格の承継が必要な場合は、書類を作成して提出してください。

1 入札参加資格の承継申請が可能な場合

入札参加資格者から営業を承継し、その営業と同一性を失わない営業を引き続き行おうとする者で、次の各号に掲げるものは、入札参加資格承継申請書(別記第12号様式)を提出することができます。

- (1) 有資格者である個人事業者が死亡した場合における当該個人事業者の相続人
- (2) 有資格者である個人事業者が法人を設立した場合における当該法人
- (3) 有資格者である法人が合併した場合における合併後存続する法人又は合併により設立した法人
- (4) 有資格者である法人が分割(当該営業を承継させる者に限る。)した場合における分割により当該営業を承継した法人
- (5) その他これらに類すると認められる者

※合併により消滅する法人が合併以前に当該競争入札参加資格を有していた場合は、別途、変更届(廃業)が必要となります。

2 注意事項

- (1) 合併する法人が双方とも合併以前から入札参加資格を有していた場合、承継申請の必要はありませんが、消滅する法人については、別途変更届により廃業の手続きが必要となります。また、合併により存続する法人が変更要件に該当した場合は、別途変更届を提出する必要がありますのでご注意ください。
- (2) 営業譲渡等による承継で被承継者が承継後に消滅法人とならない場合は、被承継者の登録番号は引き継がず、新たな登録番号を付与することとなり、被承継者は別途変更届(廃業届)を提出する必要があります。

3 承継申請に必要な書類

次の書類を提出してください。

- (1) 入札参加資格承継申請書(別記第12号様式)
- (2) 承継の事実を証する書類(相続による承継については戸籍謄本、個人が法人を設立したことによる承継については個人事業の廃業等届出書の写し又は法人設立届出書の写し、法人の合併等による承継については合併契約書等の写し 等)
- (3) 競争入札参加資格審査申請書(別記第1号様式)
- (4) 前年度の財務諸表(個人の場合は、所得税確定申告書の写し)
- (5) 登記簿謄本の履歴事項全部証明書(個人の場合は、身分証明書)
- (6) 印鑑証明書

- (7) 納税証明書（国・県・市町村税及び町内業者においては、代表者の町民税、固定資産税、国民健康保険税及び軽自動車税）
- (8) 使用印鑑届（別記第2号様式）
- (9) 委任状（別記第3号様式）許認可・資格免許一覧表（別記第5号様式）
※支店長、営業所長等に、契約、請求等に係る一切の権限を委任する場合に提出が必要
- (10) 許認可・資格免許一覧表（別記第5号様式）
※承継する営業種目が、許認可・免許等を必要とする業種に該当する場合に提出が必要
- (11) 営業に関し許可等を必要とするときは、許認可・資格免許等の写し
※承継する営業種目が、許認可・免許等を必要とする業種に該当する場合に提出が必要
- (12) 印刷業者は、印刷関係設備調査表（別記第6号様式）
- (13) 物品販売業者は、物品納入関係調査票（別記第7号様式）
- (14) 誓約書（別記第10号様式）
- (15) 主要取引金融機関証明書
- (16) その他町長が必要と認める書類
- (17) 封筒、葉書（郵送申請で、受付印が必要な方は、同封）

4 承継する資格内容等

- (1) 承継する資格の内容（営業種目等）は、被承継者の内容そのままとなります。承継内容以外で営業種目を追加する際は、承継手続完了後に別途変更届にて変更の手続をしてください。
- (2) 承継後の資格に対する有効期間は、被承継者に与えられていた残りの有効期間となります。